

学校法人四国高松学園任期付教員規程

平成26年2月12日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号。以下「法」とい。）第5条第2項の規定に基づき、学校法人四国高松学園が高松大学、高松短期大学（以下「本学」という。）において、任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）に関して、必要な事項を定める。

(任期付教員とする教員の職名等)

第2条 本学において、任期付教員とする教員の職名は、准教授、講師、助教及び助手とする。

2 任期は3年とし、再任の場合の任期は、2年で1回可（総計5年まで）とする。

3 任期付教員の就業条件は、任期に関するものを除き、本学園の就業規則、職員給与規程、退職手当等に関する規程を適用する。

(雇用される者の同意)

第3条 任期付教員を雇用する場合は、別紙様式1により、雇用される者の同意を得なければならない。

(任期の定めのない教員への転換)

第4条 理事長が特に優れた業績等を収めた者として任期途中で認めた場合には、所定の任期に関わらず、任期の定めのない教員として雇用することがある。

(業績審査)

第5条 学長は任期付教員の再任可否について、当該教員の任期中の業績審査に基づき、決定するものとする。

2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 教育活動に関する事項

二 研究活動に関する事項

三 その他本学の管理運営、地域社会への貢献等に関する事項

3 理事長は、学長の上申を受けて、任期満了の6月前までに、再任の可否を決定し当該教員に通知するものとする。

(公 表)

第6条 この規程を定め、又はこれを変更したときは、本学のホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月12日から施行し、平成26年4月1日採用者から適用する。

附 則

この規程は、平成29年2月8日から施行し、平成29年4月1日採用者より適用する。

様式 1

同 意 書

令和 年 月 日

学校法人四国高松学園
理事長 佃 昌 道 殿

氏名 _____ 印 _____

私は、学校法人四国高松学園任期付教員規程第3条の規定に基づき、下記の任期により学校法人四国高松学園
教員として任用されることに同意いたします。

記

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで